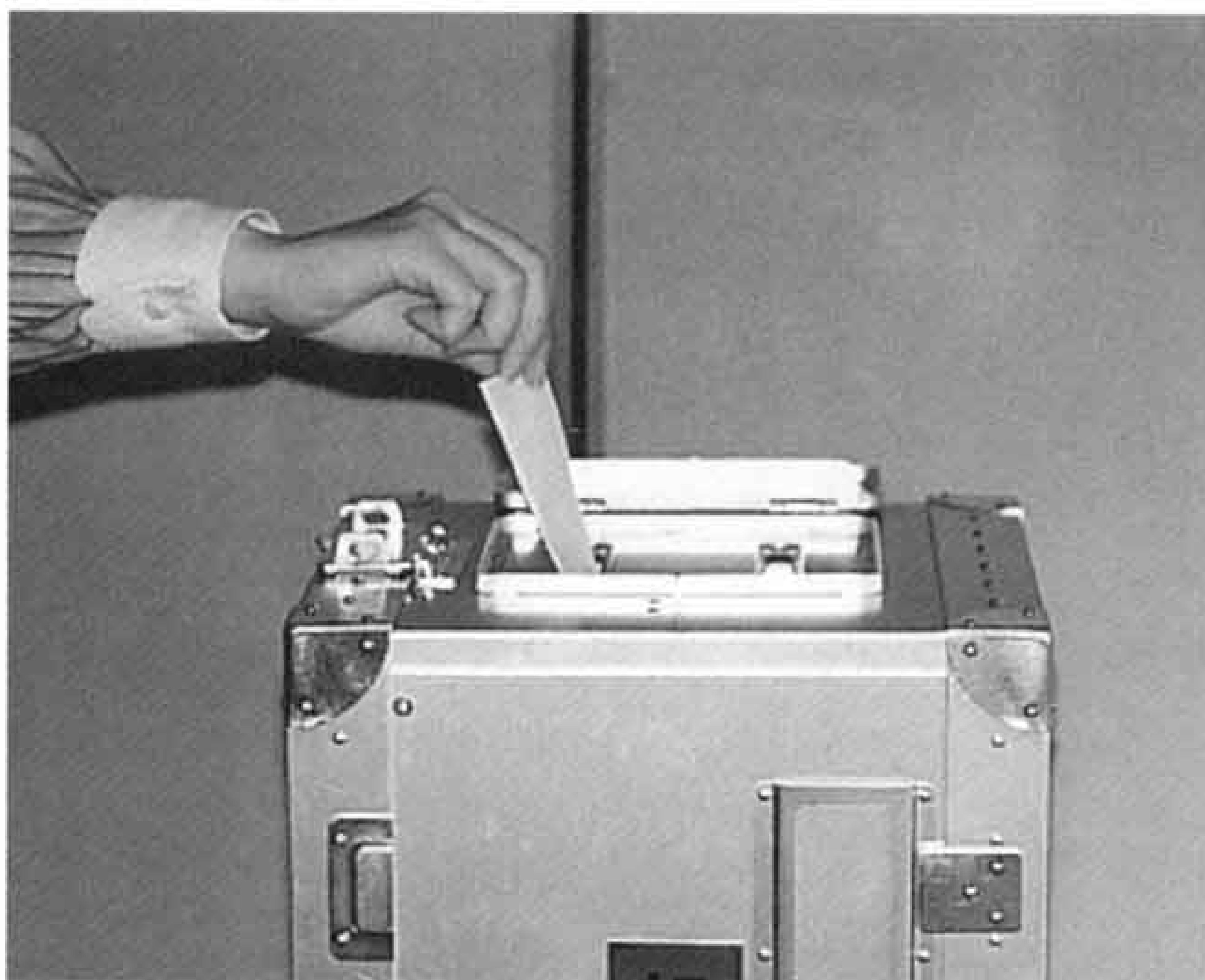


# 7月6日(日)は

# 県知事選挙投票日



「まかせずに  
わたしがきめる  
まかす人」

七月六日(日)は、静岡県知事選挙の投票日です。私たちが棄権をしないで正しく代表者を選ぶことは、生活を明るく豊かにするために重要なことです。よく見、よく聞き、この一票を大切に、みんなそろって投票に出かけましょう。

## 投票時間

午前七時から午後六時までです。  
(ただし勢子辻は午後四時まで)

## 投票のできる人

今回の選挙では、次の要件を満たしている人が投票できます。

◇年齢 昭和五十二年七月七日以前に生まれた人

◇住所 平成九年三月十八日以前に富士市に住民登録をした人

なお、平成九年三月十九日以後に県内のほかの市町村から富士市へ転入した人は、市民課で発行する「引き続き住所を有する旨の証明書」を提示すれば、以前居住していた市町村で投票ができます。

また、投票日前に市外へ転出する人は、転出先が県内の場合のみ、その転出先の市町村長の発行する証明書があれば富士市で投票できます。

詳しいことは最寄りの市町村の選挙管理委員会へお問い合わせください。

## 投票所の変更

これまで、富士第二小学校が投票所だった上横割、十兵衛南町、下横割南、下横割北の一部、水戸島下の一部、大昭和社宅(横割)の人は、今回から富士駅南公民館が投票所になります。

## 開票は即日

開票は、七月六日(日)の午後七時四十分から市立富士体育館で行います。

問い合わせ  
富士市選挙管理委員会  
内線 2671~2673

投開票速報ダイヤル  
☎ 57-6500  
電話番号はよく確かめて  
間違いのないように

# 投票には

## こんな方法も

投票は、投票日に投票所へ出かけ、自分で投票用紙に記入することになっています。

しかし、例外として次のような方法もあります。

### 不在者投票

投票日によむを得ない事情で投票所に行けない人は、不在者投票ができます。不在者投票をする人は、投票所に行くことのできない理由を宣誓書に記入していただきます。

不在者投票ができる人

○自分の投票所の区域外で、仕事をしなければならぬ人

○やむを得ない用務や旅行などのため、市外に滞在しなければならぬ人

○出産予定や入院などの理由で、投票所へ行けない人

不在者投票ができる期間

○六月十九日(木)から七月五日(土)まで

○午前八時三十分から午後五時まで  
(土・日曜日も行っています)



不在者投票のできる場所

市役所六階南側 選挙管理委員会

持ち物

○認め印

○投票所入場券(未着の場合は認め印のみで可)

その他

県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどに入院・入所中の人は、その施設内で不在者投票ができますので、施設の管理者に申し出てください。

### 代理投票・点字投票

代理投票

何かしらの理由で文字を書けない人は、係員が代わって書く代理投票ができます。投票所で申し出てください。

点字投票

目が不自由で、点字のできる人は、点字投票ができます。投票所で申し出てください。

### 郵便投票

体に重度の障害があり、それが一定の条件に当てはまる人は、郵便を利用して投票することができます。あらかじめ郵便投票証明書を交付しますので、早目に富士市選挙管理委員会へ申し出てください。

## 3ない運動

ひろ ゆうこ



夢のせて

選んで生かそう

この一票

明るく

正しい選挙を

政治家や候補者が、選挙区内の人に寄付や贈り物をしたり、有権者がこれらを求めたりすることは法律で罰則をもって禁止されています。例えば、選挙事務所へ陣中見舞いなどで訪れた人に、酒や高価な菓子を提供して、もてなすことは禁止されています。また、陣中見舞いとして酒などを選挙事務所へ贈ることも違反となります。

「贈らない、求めない、受け取らない」を実行し、明るく正しい選挙を実現しましょう。